

寄 附 行 為

財団
法人 みやぎ産業振興機構

寄 附 行 為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人みやぎ産業振興機構という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を宮城県仙台市青葉区上杉一丁目 14 番 2 号に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、宮城県における中核的な産業支援機関として、中小企業等の創業・経営革新の促進及び経営基盤の強化等を図るための総合的な支援を行い、もって宮城県の産業の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 中小企業等の経営に関する相談、助言、調査、診断、研修及び情報の提供等
- (2) 中小企業等が導入する設備資金の貸付及び機械設備の貸与
- (3) 中小企業等の販路の開拓
- (4) 下請取引適正化の推進
- (5) 中小企業等が発行する株式又は社債の引受け
- (6) 中小企業等へ投資を行う組合等への出資及び投資原資の預託等
- (7) 宮城県が行う経済対策に係る債務保証に伴う事務
- (8) 技術の研究開発及び高度化を促進するための支援、資金の助成、融資及び債務保証
- (9) 研究開発型施設等の設置及び管理運営
- (10) 中小企業の事業再構築等への取組みに対する支援
- (11) 地方公共団体等からの事務の受託
- (12) 損害保険代理業務
- (13) 中小企業等の人材育成に関する支援
- (14) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

(業務方法書)

第 5 条 前条に掲げる事業の執行に関し必要な事項は、この寄附行為に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

2 業務方法書の作成及び変更は、理事会の議決を得て、宮城県知事の承認を得なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、長期プライムレートの変動に伴い金融機関の借入金利が改訂された場合は、貸与損料率及びリース料率の改訂については、宮城県知事の承認を得て理事長が執行し、これを理事会に報告する。

第2章 資産・事業計画等

(資産)

第6条 この法人の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第7条 この法人の資産は基本財産、基金及び運用財産の3種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 前条第1号に規定する財産のうち、基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において、基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基金は、情報化基盤整備基金、債務保証基金、技術振興基金、地域産業活性化基金、工業振興基金、宮城・仙台富県チャレンジ応援基金の6種類とし、それぞれ次に掲げるものをもって構成する。

- (1) その基金とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会において、基金に繰り入れることを議決した財産

4 運用財産は、基本財産及び基金以外の財産とする。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等へ預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産等の処分の制限)

第9条 基本財産及び情報化基盤整備基金、技術振興基金、地域産業活性化基金、工業振興基金、宮城・仙台富県チャレンジ応援基金（工業振興基金勘定収入分）は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、評議員会の同意を経たうえ、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、宮城県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部もしくは、一部を担保に供することができる。

2 宮城・仙台富県チャレンジ応援基金（工業振興基金勘定収入分を除く。）は、基金造成のための資金借入期間が終了した場合に処分し、宮城県及び仙台市に返済する。また、この間、宮城県、仙台市以外の担保に供してはならない。

3 債務保証基金は、業務方法書に定める場合のほか、これを処分し、又は担保に供してはならない。

(経費の支弁)

第10条 この法人の経費は運用財産をもって支弁する。ただし、次の各号に掲げる基金の運用から生ずる収益は、当該各号に定める事業に限り、支弁することができる。

- (1) 情報化基盤整備基金 中小企業の情報化の推進を図るために、情報化の啓蒙普及、相談指導、情報ネットワークの構築。当該事業に従事する職員の養成・確保及び施設の整備等を行う事業
- (2) 債務保証基金 仙台北部テクノポリス圏域を核とした企業の技術高度化及び研究開発型企業の育成を図るために債務保証及び低利融資を行う事業
- (3) 技術振興基金 仙台北部テクノポリス圏域を核とした企業の技術高度化及び研究開発型企業の育成を図るために研修、指導、調査・研究及び助成を行う事業
- (4) 地域産業活性化基金 地域技術の起業化促進を図るための研修、指導、助成を行う事業
- (5) 工業振興基金 産学協同を図り、試験研究を支援し、新技術の開発及び企業化を促進するために助成する事業
- (6) 宮城・仙台富県チャレンジ応援基金 地域資源等を活用した創業及び中小企業等の新事業展開及び高付加価値サービスを生み出すため先導的な取組みが進められている産業分野を支援する事業
(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、理事長が作成し、その事業年度開始前に評議員会の同意を経て、理事会の議決を得て、宮城県知事に届け出るものとする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書を変更しようとするときは、評議員会の同意を経て、理事会の議決を得て、宮城県知事に届け出るものとする。

(長期借入れの制限)

第13条 この法人は、事業年度の資金の借入をしようとするときは、評議員会の同意を得て、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得、かつ、宮城県知事の承認を受けるものとする。

(事業報告及び決算)

第14条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、2ヶ月以内に事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書、財務諸表の注記及び財産目録を理事長が作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を得て、評議員会に報告した後、宮城県知事に届け出るものとする。

第3章 役員等

(役員の種類及び選任)

第15条 この法人に次の役員を置く。ただし、必要に応じて専務理事を置くことができる。

- | | |
|----------------------------|------------|
| (1) 理事長 | 1人 |
| (2) 副理事長 | 2人 |
| (3) 理事(理事長、副理事長及び専務理事を含む。) | 12人以上17人以内 |
| (4) 監事 | 2人 |

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会において理事の互選により定める。

4 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

- 5 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、総理事の3分の1を超えてはならない。
- 6 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 7 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。
- 8 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(職 務)

第16条 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長があらかじめ指定する順序により、理事長に事故あるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の日常の業務を処理するとともに、理事長及び副理事長に事故あるときは、その職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 資産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 資産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会並びに宮城県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるとき、理事会及び評議員会招集の請求をすること。

(任 期)

第17条 役員任期は2年とする。ただし、再任されることができる。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員現在数の4分の3以上に議決に基づき、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の第2号の規定により解任する場合は、その役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報 酬 等)

第19条 役員は、無報酬とする。ただし常勤の役員には報酬及び手当を支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 報酬等の支給に関し必要な事項は、評議員会の同意を得、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 事務局の職員は理事長が任免する。

4 事務局の組織及び職員の給与等については、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(参与)

第21条 理事長は、産業支援事業に関する意見及び助言を求めため、参与を置くことができる。

2 参与の報酬等については、理事長が別に定める。

(プロジェクトマネージャー等)

第22条 理事長は、産業支援事業の調整等を行うプロジェクトマネージャー等を置くことができる。

2 プロジェクトマネージャー等の報酬等については、理事長が別に定める。

第4章 理 事 会

(構成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に定めがあるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第25条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上、又は監事からの会議の目的である事項を示した書面で開催の請求があったとき。

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2号の場合には、請求の日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し開会日の1週間前までに会議の目的たる事項、開催日時及び場所を示した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席をもって成立する。

(議決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めがあるもののほか、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決及び委任)

第30条 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 軽易な議事事項については、理事長は書面により賛否を求めて理事会の議決に代えることができる。

3 緊急を要する議事事項は理事長が執行し、これを理事会に報告し承認を求めることができる。

(監事の出席)

第31条 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 出席理事の氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要（発言要旨を含む。）及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第33条 この法人に評議員12人以上17人以内を置く。

2 評議員は理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、総評議員の3分の1を超えてはならない。

4 評議員には、第17条から第19条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第34条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会には第25条第2号、第28条から第30条及び第32条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるものは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は理事会で定める。

第6章 委員会

(委員会)

第35条 この法人は、第4条の事業の円滑な遂行を図るため委員会を設け、理事長の諮問に応じ審議する。

2 委員会の設置、組織及び構成並びに運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が委員会規程を別に定める。

(委員)

第36条 委員会の委員は、行政機関の職員、教育研究機関及び産業経済界等における学識経験のある者の中から理事長が委嘱する。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第37条 この寄附行為は、評議員会の議決を経、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ宮城県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散事由)

第38条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか評議員会の議決を経、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ宮城県知事の承認があったときに解散することができる。

(残余財産の処分)

第39条 この法人が解散するときに有する財産は、評議員会の議決を経たうえ、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、宮城県知事の許可を得て、地方公共団体又はこの法人と類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

第8章 補則

(備え付け書類及び帳簿)

第40条 この法人は、事務所に民法第51条に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 行政官庁の許可、認可等を必要とする事業を行う場合は、その許可、認可等を受けていることを証する書類
- (4) 事業計画書及び収支予算書
- (5) 事業報告書及び収支決算書
- (6) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (7) 資産及び負債の状況を示す書類

(8) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(実施細則)

第41条 本寄附行為の施行について必要な事項は、評議員会の同意を得、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和30年5月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和36年4月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和36年12月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和37年3月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和37年7月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和38年11月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和40年2月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、昭和41年2月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この寄附行為の変更前の財団法人宮城県工業振興協会寄附行為第8条第3項、第4項及び第5項の規定に基づき、それぞれ互選された会長、委嘱された理事及び監事並びに指名された専務理事は変更後の財団法人宮城県企業振興協会寄附行為第8条第3項及び第4項の規定により任命又は委嘱された者とみなす。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和41年12月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和42年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和46年10月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和48年11月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和55年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和57年5月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、宮城県知事の認可のあった日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、宮城県知事の認可のあった日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、宮城県知事の認可のあった日から施行し、昭和61年7月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、宮城県知事の認可のあった日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、宮城県知事の認可のあった日(平成2年3月27日)から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、宮城県知事の認可のあった日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、宮城県知事の認可のあった日(平成4年2月7日)から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、宮城県知事の認可のあった日(平成7年4月27日)から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、宮城県知事の認可のあった日(平成11年4月1日)から施行する。

(経過措置)

2 この法人の平成11年4月1日から増員する役員及び評議員は、改正後の寄附行為第15条第2項の規定にかかわらず、別紙役員及び評議員名簿のとおりとする。

附 則

この寄附行為は、宮城県知事の認可のあった日(平成12年4月3日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、宮城県知事の認可のあった日(平成14年4月10日)から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、宮城県知事の認可のあった日(平成15年3月28日)から施行し、平成15年2月18日から適用する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、宮城県知事の認可のあった日(平成16年4月1日)から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、宮城県知事の認可のあった日(平成19年5月25日)から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、宮城県知事の認可のあった日(平成19年12月28日)から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、宮城県知事の認可のあった日(平成20年4月1日)から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、宮城県知事の認可のあった日(平成22年5月11日)から施行する。

別 紙

1. 財団法人みやぎ産業振興機構に係る役員の増員名簿

役 職	氏 名	現 職
理 事	熊 谷 巍	宮 城 県 商 工 会 連 合 会 会 長
理 事	松 村 富 廣	社 団 法 人 み や ぎ 工 業 会 会 長
理 事	阿 部 博 之	東 北 大 学 総 長
理 事	加 藤 豊	仙 台 市 経 済 局 長

2. 財団法人みやぎ産業振興機構評議員名簿

氏 名	現 職
行 場 君 夫	宮 城 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会 専 務 理 事
津 嶋 秋 夫	宮 城 県 商 工 会 議 所 連 合 会 常 任 幹 事
澁 谷 進	宮 城 県 商 工 会 連 合 会 専 務 理 事
村 上 雄 一	社 団 法 人 み や ぎ 工 業 会 専 務 理 事
千 葉 寛	社 団 法 人 宮 城 県 物 産 振 興 協 会 事 務 局 長
宮 原 豊	日 本 貿 易 振 興 会 仙 台 貿 易 情 報 セ ン タ ー 所 長
高 橋 豊 明	東 北 地 域 創 造 的 企 業 活 動 推 進 協 議 会 事 務 局 長
松 本 光 司	中 小 企 業 金 融 公 庫 仙 台 支 店 長
岡 田 源 造	商 工 組 合 中 央 金 庫 仙 台 支 店 長
浅 見 紀 夫	株 式 会 社 一 ノ 蔵 代 表 取 締 役 社 長
後 藤 康 治	株 式 会 社 登 米 精 巧 代 表 取 締 役 社 長
四 ツ 柳 隆 夫	東 北 大 学 工 学 部 学 部 長
大 谷 毅	宮 城 大 学 事 業 構 想 学 部 長
佐 々 木 義 昭	宮 城 県 商 工 労 働 部 次 長
高 橋 信 哉	宮 城 県 工 業 技 術 セ ン タ ー 所 長